

「第3次生駒市教育大綱（案）」に対するパブリックコメントにおける意見及び市の考え方

番号	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
1	その他	市当局の教育についての重要な役割は、教育条件整備であると考えます。先生方がじっくりと子ども達に向き合えるゆきとどいた教育のために、少人数学級（20人以下）を目指してください。ヨーロッパでは少人数学級は、当たり前です。	今後の政策検討の参考にさせていただきます。	
2	P. 9	教職員を増員して、教職員の長時間過密労働と多忙化を解消し、ゆきとどいた教育を目指してください。	全国的にも教職員の長時間労働や働き方が議論されています。本市でも、部活動指導の地域移行や講師登録の個別相談会といった取組により、教職員の働き方改革を推進していきます。	原案のとおりとします。
3	P. 3	競い合い・競争を出すのはいかがなものでしょうか。今日の教育のひずみは競争主義にあります。協力・共同や子どもの権利が守られること、また生きづらさをかかえる子どもの居場所づくり等を大事にして自己肯定感を育てることを大切にしてください。	様々な特性を持つ子どもたちがいる中で、子どもたち一人ひとりの興味関心や状況に応じた多様な学び方や学びの場を選択できる教育環境を作っていくことで、全ての子どもたちのウェルビーイングの実現を目指していくことが大切です。平等や公平が担保された中で、心理的安全性が高くお互いを認め合う環境であるのならば、「競争」も多様な学びの一環であると考えています。そのことが伝わるように文章を一部修正いたします。	P. 3中「また、他方では、そのことが保障され、相手を尊重しつつ互いに高め合うことができれば、競争もその方法の一つとして大切であると考えます。」を「また、このような平等・公平が担保され、心理的安全性が高くお互いを認め合う環境が整っていれば、競い合いを通して互いに高め合う競争も多様な学びの一環であると考えます。」に修正します。
4	その他	子どもの権利条約を守ることを入れて下さい。	教育大綱は、本市における教育行政の根本となる方針を示したものになります。子どもの権利条約は子どもたちがもつ人権を定めた条約であり、これが守られることは大前提です。今回の教育大綱では教育の再定義を行うにあたり、憲法や法律で保障する自由を視点として構成していますので、子どもの権利条約の記載はいたしません。	原案のとおりとします。
5	P. 9	地域の力を生かすのは大事ですが、地域と学校はそれぞれの領域や役割があると考えます。地域と学校が混ざり合うことなどは、やりすぎであると考えます。池田小事件のこともあります。公共と公教育の縮小ではないでしょうか。先生方と子ども達がゆったり触れ合える学校環境を大事にしてください。ボランティアに頼るのではなく、教職員増によるよりよい教育を目指して下さい。地域が学校に入り込むことにより、さらなる教職員の多忙化を危惧します。	もちろん子どもたちの安全を守ることは第一に考えなければならないことですが、学校園や家庭だけでなく、地域とも連携を行い、様々な人とのつながりを感じることが子どもたちの豊かな成長につながります。それぞれの主体が持つ特性や強みを活かし、それぞれに過度な負担がかからないような連携を模索していきます。	原案のとおりとします。

番号	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
6	その他	現場の先生方の声をしっかり聞いてください。	第3次教育大綱の策定にあたり、小中学校の教職員をはじめ、幼稚園教諭、保育士、中学校生徒会、学童指導員、教育委員、社会教育委員、教育委員会事務局各課職員とのワークショップや、保護者、小中学生へのアンケートなどを実施しました。今後も必要に応じて現場からの声を聞きながら施策を進めていきます。	原案のとおりとします。
7	その他	教職員の労働条件を守ってください。	今後の政策検討の参考にさせていただきます。	
8	P. 7	A I やデジタルに頼るのではなく、どう使うかが大事です。A I やデジタルありきではありません。教育はやはり人間と人間の向き合い、人間力であると考えます。いままでの積み上げを生かして新しいことを取り入れてください。	今後の政策検討の参考にさせていただきます。	
9	P. 10	幼稚園の民営化の話がでてきています。これも公教育の縮小ではないでしょうか。費用負担軽減があるようですが、教育・子どもの成長において公の責任を果たしてください。	共働き世帯が増えるなど、近年の保護者ニーズも多様化しています。それらのニーズをくみ取りながら、より良い形で教育環境を創出できるように取組を進めていきます。	原案のとおりとします。
10	P. 1、P. 3	1 ページ「他者の自由を認める感性…育んでいく必要」とある。同様の表現は3 ページにもある。これはもちろん重要なことであるが、子ども一人ひとりが大切にされることが前提だと思う。	ご意見のとおり、こどもたち一人ひとりが大切にされている社会は重要です。大綱では、教育により全ての人が生きたいように生きることができる力を育むことを記していますが、ご意見をいただいた部分では、自由は他者の自由との調整のうえで成り立つものであることを確認している部分になります。この部分については、自由だけでなく人権についての記述を追加します。	P. 1 中「他者の自由を認める感性もまた重要な力として育んでいく必要があります。」を「他者の人権や自由を認める感性もまた重要な力として育んでいく必要があります。」に修正します。
11	P. 2	教育を受けることは憲法に保障された国民の権利であるのに、教育大綱(案)は義務と捉えているように感じられる。例えば、いずれも2 ページにある、「主権者としての責任を自覚」、「一人ひとりが当事者意識を持ち」「…責務を果たせる…」などの表現にそのことが見られる。	教育大綱では、憲法をはじめ多くの法律は、「人が対等に自由な存在であることを理念的に保障している」としています。しかし、理念的に自由を保障されていても、個人が実際に自由になるための力を得ることができなければ、自由は理念からは脱せず形骸化してしまいます。そこで、自由に生きることができるために必要な力を育むことを教育の役割としています。また、教育基本法第1条のとおり、教育は平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成の役割を担っています。一人ひとりが主権者としての自覚を持ち、主体的に社会を作る人材となることを期待しているものであり、教育を受ける「義務」と捉えているものではありません。	原案のとおりとします。

番号	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
12	P. 4	教育行政の責務は、教育環境の整備にある。ところが地域の活用を強調し、4ページ「…さらなる地域力の活用が必要不可欠」とし、行政の責任を後景に擱いているのではないか。	ご意見をいただいた部分は、「行政だけではなく、更なる地域力の活用が必要不可欠です。」としているとおり、市の教育を支えていくのは、大前提として行政があることを記しています。これからの時代における教育では、行政だけでなく、学校園・家庭・地域が連携して子どもたちを育てていくことが不可欠であることから、更なる地域力の活用も記載しています。なお、この項目については、他の特色と文言の性質を調整するため、一部文章の修正を行います。	P. 4 (3) 地域力を最大限生かした教育によるまちづくり中「生駒の「まち」の更なる活性化につなげていきます。」を「生駒の「まち」の更なる活性化に資する教育大綱としました。」に修正します。
13	P. 4	4ページ「市長の施政方針やマニフェストを踏まえつつ…」の表現は、教育行政を市長方針の下に置く意味ともとれる。	ご意見のとおり解釈される可能性があることから、表現を修正します。	P. 4 (2) マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携中「市長の施政方針やマニフェストを踏まえつつ、」を「教育大綱は、本市の教育行政の根本となる方針であり、市長の施政方針やマニフェストも反映しつつ、」に修正します。
14	P. 9	9ページ「③多様な働き方を選択できるよう柔軟な制度運用を通して、慢性的な講師不足や教職員のなり手不足の解消に」とある。もちろん柔軟な制度運用は必要だが、教職員の仕事を大きく削減し、教職員数を増やすことこそ、なり手不足の抜本的な解消策になると考える。	教員のなり手不足は全国的な課題ではありますが、本市ではスクール・サポート・スタッフやデジタルの活用などにより、教職員の業務量削減に向けた施策を今後も進め、課題の解決に向けて取組んでいきます。	原案のとおりとします。
15	P. 3	3ページ「「不登校」という概念を無くすための具体的な取組」とあるが、「不登校」の実態は残っても良いということなのか？	現実的に、学校に通うことが難しい子どもたちは一定数存在します。その状況であっても、学校以外に居場所を作り、それぞれの子どもたちが学びを得られる機会を提供することが大切です。実態として「不登校」の状態であったとしても、その子どもにとって最適な学びができる環境を創出し、自由に生きるための力を育むことができることが重要なことだと考えています。	原案のとおりとします。
16	P. 3	3ページ「出口における最低限の力の獲得」とあるが、最低限の力とは何か？	最低限の力とは、義務教育が終わる時点で全ての子どもたちが身に付けておくべき学習指導要領で定める学力や、他者の人権や自由を認める感性を指していますが、該当部分を含めた文章の表現をわかりやすいように改めます。	別添教育大綱のP. 3の1行目～19行目のとおり修正します。
17	P. 4	4ページ下の枠内。「協創：…互いが共有できる価値や解決策を想像すること。」とあるが、想像ではなく、創造ではないのか？	ご意見のとおり修正します。	P. 4中「(※1) 協創：多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を想像すること。」を「(※1) 協創 多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造すること。」に修正します。

番号	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
18	P. 1、P. 2	「ラーニング・コンパス」には注釈を付記されたほうが良いと思います。	P. 1で、ラーニング・コンパスは、OECDが「新しい価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある行動をとる力」を明記しているものと説明があるため、注釈は掲載いたしません。	原案のとおりとします。
19	その他	子供の大切な3つの権利「安心・自信・自由」がありますが、当大綱案では「安心」と「自由」については触れられています（特に「自由」についてはかなり割いておられます）が、「自信」についても示していただければと思います。	今回の大綱で教育を再定義するにあたり、憲法や法律で保障する自由に焦点を当てています。権利には様々なものがありますが、全てを列記することは困難であるため、記載は致しません。	原案のとおりとします。
20	P. 3	3ページ前半は「平等・公平・公正」をきちんと説明したほうが良いと思います。 教育の機会均等：平等 5～8行目「～あります。」：公平 近年～11行目「大切です。」：公正	表現を修正します。	別添教育大綱のP. 3の1行目～19行目のとおり修正します。
21	P. 3	12～14行目は教育の平等のみを示しているのではないので、「教育の平等とは～」ではなく、「教育の本質的前提は～」あるいは「教育の目的は～」、「教育の原理原則は～」等のほうが良いのではないのでしょうか。	表現を修正します。	別添教育大綱のP. 3の1行目～19行目のとおり修正します。
22	P. 3	15行目以降は競争をどうしても入れたいこだわりが感じられて違和感がありますが、競争自体は教育の機会均等と出口における最低限の力の獲得を保障する方法でも、相手を尊重しつつ互いに高め合う方法でもないの、「～最低限の力の獲得が保障され、相手を尊重しつつ互いに高め合うことを堅持したうえで競争も排除するものではないと考えます。」くらいが流れがよくなりそうです。	表現を修正します。	別添教育大綱のP. 3の1行目～19行目のとおり修正します。
23	その他	子ども達が育ち、社会教育が進展していくためには多くの課題があり、また、市民的合意が欠かせません。一専門家を中心にではなく、多面的な息の長い研究が必要だと感じます。	今後の政策検討の参考にさせていただきます。	

番号	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
24	P. 4	市の進め方は全国で進んでいる動きによく似ています。国の第4期教育基本計画にはその総括的基本方針に「ひとりひとりの生産性の向上」「人への投資を通して」といった文言があることも気になります。今回の案で市長のマニフェストを中心にされていることにも教育基本法との関係で違和感があります。	教育大綱は、本市の教育行政の根本となる方針です。市長のマニフェストを中心としているわけではなく、市長の施政方針やマニフェストも反映しながら、市の総合計画やその他の計画とも整合性を確保し、積極的な連携を図っています。	原案のとおりとします。
25	P. 9	教師の働き方改革はどう進むのでしょうか。学校教育は何と言っても教師と子どもの関係でつくることが中心であり、教師のやる気が保たれ、研究・研修の自由度と時間が保障される必要があると考えます。余裕ある人的配置が必要ではないでしょうか。	基本方針3-1-②、③にあるように、デジタルを活用した取組や講師不足対策といった教職員の働き方改革を進め、働きがいのある業務環境の整備に努めていきます。	原案のとおりとします。
26	P. 5	案に至る論議が尽くされているかの表現がありますが、南小中一貫校問題の論議で、感じたことは、意見は聞くが、巧みに「専門家」がまとめて方針化している。とても参加者全体が理解して方針を得たとは思えませんでした。説明会で、一貫校の問題は、まだまだ不十分な点を指摘する研究者も多い中、「夢」だけが強調されているのかと思いました。教育は住民一人一人にとって、大変大きな意味を持っていると思いますが、説明会などへの参加を十分組織できていないのではないのでしょうか。今後、PDCAサイクルがどう機能するのでしょうか。行政の内輪のサイクルにしないで欲しいと思います。	今後の政策検討の参考にさせていただきます。 なお、教育大綱は、教育大綱の基本方針に定めた内容を具体化した「教育大綱アクションプラン」を毎年度策定するほか、教育委員会の事務の管理執行状況について学識経験者による外部の点検・評価を実施しています。	原案のとおりとします。
27	P. 10	学校の福祉的役割が強化されています。子どもを通して現れる問題は学校教育の役割ですが、子どもたちを通して現れる基本的な問題に対しての対応機能の強化が必要ではないのでしょうか。（福祉との協力は述べられていますが）	基本方針3-2-⑤のとおり、どのような環境のこどもでも多様な教育の機会を設けて教育の機会を保障すべく、福祉部局との連携をより強化していきます。	原案のとおりとします。
28	P. 10	子どもの経済的背景への配慮は述べられているものの、貧富の格差の拡大への対策を欠いたままでは「絵に描いた餅」にならないのでしょうか。フィンランドの学力水準が高いのは、学校教育の充実の外、お父さんが子どもに読み聞かせる習慣（4時には帰って来る）、図書館の積極的な活用（学校も家庭も）などの要因が挙げられています。格差の拡大、経済的困窮、母子・父子家庭の問題、不登校、子どもの貧困、こども食堂、などのことが新聞紙面にも多く見られます。充分に対策を講じる必要があると思います。多様な価値観の共有は大切ですが、現状追認の上に認められるものではないと考えます。	今後の政策検討の参考にさせていただきます。	

番号	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
29	P. 2	2ページの表中の「職業に就く力」について、アントレプレナーシップや起業家精神からすると既存の職業に限定される印象があるので、憲法における国民の三大義務に倣って「働く力」でもいいのではないのでしょうか？さらにはもう一つの義務である「納税」も含めて「働き納税する力」が本来めざすべきものではないかと思います。ただ、昨今の政治の腐敗ぶりからすると、「納税」に触れるのは反発が大きいかもしれませんが。	職業に就く力は、単に働くための力を獲得するのではなく、働きたい仕事を自ら選択することができる力を表現しています。働きたい仕事には自ら仕事を作ることも含めており、その職に就く力を教育により育むことを示しています。	原案のとおりとします。
30	その他	「生駒市としての教育に関する・・・原理原則となる考え方」や基本方針は書かれているが、目標がいまいち分からない。この4年間で、どのような目標に向かって教育に関する施策を進めていくのかを明記してほしい。	教育大綱は、生駒市の教育に関する最も重要な原理原則を記したものであり、教育行政の根本となる方針です。個別具体的な施策は、P. 4にある教育に係る各種計画のほか、教育大綱の基本方針に定めた内容を具体化した「教育大綱アクションプラン」にて示します。	原案のとおりとします。
31	その他	生駒市が100年後も持続していける自治体であるためには、魅力的な公教育が不可欠である。少人数での豊かな学びの機会を子どもたちに保障することが、大きな魅力となる。生駒市内唯一の小規模特認校である生駒南第二小学校がそのモデル校となり得るが、現状では1学級の児童数の定めが市内の他の小学校と同じになっており、生駒市の魅力になり切れていない。「あの学校があるから生駒市に住もう」と思えるくらいの、思い切った施策が必要。この4年間で、小規模特認校である生駒南第二小学校の全学年における少人数学級（1学級あたり15人～30人まで）を実現してほしい。	今後の政策検討の参考にさせていただきます。	